総務課からのお知らせ

問 TEL0493-62-2151

埼玉県議会議員一般選挙

埼玉県議会議員一般選挙が執行予定です。投票所等の詳細は回覧「埼玉県議員一般選挙(西第13区)が行われます」をご覧ください。

投票期日 4月9日(日) 7時～20時

期日前投票
▼役場町民ホール
4月1日(土)～8日(土)
▼ふれあい交流センター
4月5日(水)～8日(土)

期日前投票時間 8時30分～20時

※立候補者が1名のみの場合は、無投票となります。

町民課からのお知らせ

問 TEL0493-62-2154

マイナンバーカード手続の特別開庁

～平日の時間内に来庁できない方へ～

マイナンバーカードの申請、受領、電子証明書の更新業務を行います。窓口で申請用の写真撮影のサービスも行います。(無料)

日時
▼3月18日(土) 9時～12時
▼3月23日(木) 17時15分～19時

予約方法 事前にお電話ください。

※特別開庁時は、通常の窓口業務(住民票等証明書の発行や住民異動の手続)はできません。

市町村交通災害共済の受付

この共済は、皆さんが会費を出し合い、交通事故により負傷したとき、見舞金をお支払いする制度です。

加入できる方
▼加入時に嵐山町に住所がある方
▼嵐山町に居住する加入資格者に扶養され、就学のため区域外に転出している方

※資格がない方が加入しても、見舞金給付の対象になりません。

受付窓口 町民課、郵便局

共済期間 4月1日～翌年3月31日

※年度途中で加入する場合は申込日の翌日からとなります。

※加入者が他市町村へ転出した場合も共済期間内は有効です。令和3年度会員の方は、本年3月31日で期間満了となります。

共済会費(年額) 一人500円

見舞金の請求期間
交通事故にあった日の翌日から起算して「2年以内」

※請求にあたり所定の診断書の原本を提出したときは見舞金に診断書1通あたり5千円が加算されます。

マイナポータルでの転出届

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンラインでの転出の届出が可能です。詳細はデジタル庁ホームページをご覧ください。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途転入先市区町村の窓口で転入の手続きは必要です。

国民健康保険療養費の支給

次の場合は、いったん全額自己負担となりますが、後日、町民課窓口に申請し、審査決定されれば、自己負担分を除いた額があとから支給されます。

▼急病等やむを得ない事情で、国保を扱っていない医療機関にかかったり、保険証を持たずに治療を受けたとき。
▼コルセットなど治療用装具を購入したとき。(医師が認めた場合)
▼海外滞在中に急病で医療機関にかかったとき。(海外療養費)

申請に必要なもの
保険証・本人確認書類・振込先がわかるもの・診療内容明細書・領収書・医師の意見書等、申請内容によって異なりますので、お問合せください。

産前産後期間の国民年金保険料の免除

対象者 国民年金第一号被保険者の方

届出時期 出産予定日の6か月前から産前産後として認められた期間は保険料を納付されたものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

※詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。

継続免除申請されている方で、配偶者状況が変更された場合は申出ください

年金保険料の全額免除または納付猶予の承認を受け、翌年度以降も全額免除または納付猶予の申請を希望している方については、婚姻や離婚等、配偶者の状況に変更があった場合には日本年金機構への届出が必要になります。

申請書等の年金関係の届出にマイナンバーの利用で、添付書類が省略できる場合があります。

問川越年金事務所
TEL049-242-2657

嵐山さくらまつり実行委員会からのお知らせ

問 TEL0493-62-2895

嵐山さくらまつりの中止

令和5年の嵐山さくらまつりの花火大会・イベント等は中止となります。

都幾川桜堤の散策のみお楽しみください。

上下水道課からのお知らせ

問 TEL0493-62-0728

水道給水契約

水道を使用開始する際は定型約款(嵐山町給水条例・嵐山町給水規程)をよくご確認ください。

内容は町ホームページ-「嵐山町例規集」-「第13編公営企業」-「第4章給水」よりご覧になれます。

上下水道の修理等は嵐山町指定工事事業者へ

上下水道の修理等は、嵐山町の指定を受けた指定給水装置工事事業者、排水設備指定工事店でなければ行うことができません。

最近、嵐山町の指定を受けていない業者による広告等を見かけます。十分ご注意ください。嵐山町の指定業者の一覧表は、町ホームページでご確認ください。

なお、修理等の際は、見積もりをとるなど事前にご確認ください。

水道の開栓・閉栓の届出はお早めに

次の場合、事前に申請手続が必要です。3・4月は受付及び開閉栓業務が大変混み合います。希望日の3～4日前までに届出をしてください。

①転入転居により、水道を使用する
②転出転居により、水道を止める
③家屋の増改築や、長期間不在などにより、一時的に水道を止める
④水道の所有者や使用者を変更する

※②③で届出がない場合、使用の有無に関わらず基本料金がかかります。

※②以外の届出書様式は町ホームページからダウンロードできます。

受付時間 平日8時30分～17時15分

※土日・祝日は水道の開栓・閉栓に係る作業を行っていません。

水道料金の支払 水道料金の請求は、検針した使用水量をもとに2か月に1度、奇数月に行っています。

長寿生きがい課からのお知らせ

問 TEL0493-62-0718

高齢者外出支援タクシー助成券の交付

高齢者の日常生活の利便性の向上と社会参加の促進のため、タクシー料金の一部を助成しています。

対象 町内に住所があり、運転免許証を所有しない(運転免許証の失効者を含む)68歳以上の方。

※軽度及び重度の障害がある方は障害者等及び重度心身障害者福祉タクシー助成券と高齢者外出支援タクシー助成券のどちらかを選べます。

助成内容 1枚につき500円の助成券を1か月当たり2枚～4枚、年度末までの分を一括交付します。

交付枚数(年齢は令和5年度基準)
▼75歳以上の方は4枚／月
▼70歳～74歳の方は3枚／月
▼68歳～69歳の方は2枚／月

例 4月申請71歳の場合、12か月×3枚＝36枚(申請月が遅くなりますと、交付枚数も少なくなります)

▼助成券は年1回申請できます。有効期限は、令和6年3月31日(日)です。

利用できるタクシー会社
▼イグチ交通株式会社
▼観光タクシー有限会社
▼有限会社小川観光タクシー
▼森林公園交通株式会社
▼有限会社東松山交通

福祉限定介護タクシー
▼エール介護タクシー
▼介護タクシー青い鳥
▼アストケアタクシー
▼ひきあい介護サポート

※詳細は直接事業者へお問い合わせください。

申請手続 申請は、感染症対策のため原則郵送とします。申請書は広報嵐山2月号差込、またはホームページからダウンロードできます。

高齢者運転免許証自主返納の支援

運転に不安を感じた高齢者の自主的な運転免許証の返納を促し、高齢者運転者による交通事故防止のため、運転免許証自主返納支援をします。

対象
▼町内に住所がある70歳以上(返納時)の方
▼運転免許証を自主返納してから6か月を経過していない方

支援内容
▼タクシー助成券(1枚500円)15枚(1年間有効)
▼1回の乗車で複数枚の利用可
▼運転経歴証明書の交付手数料の一部(1,000円)の助成

福祉課からのお知らせ

問 TEL0493-62-0716

世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間

4月2日は世界自閉症啓発デー、また4月2日から8日は発達障害啓発週間です。自閉症をはじめとする発達障害について広く周知するためさまざまなイベントを開催しています。

▼パネル展示
3月20日(月)～4月10日(月)
県庁本庁舎と第2庁舎の渡り廊下

▼啓発活動 4月2日(日)予定
さいたま新都心駅自由通路

※新型コロナウイルス感染症の流行状況により中止の可能性があります。